

議案第36号関係資料

議会議員の任期および定数の取扱いについて

平成 15 年 12 月
秋田市・河辺町・雄和町
合 併 協 議 会

(様式1)

行政制度等の調整方針(案)総括表

(7) 議会議員の任期および定数の取扱い

議会専門部会

番号	項目(事務事業名等)	秋田市	河辺町	雄和町	区分	経過措置
1	議員任期	○	○	○	B	
2	議員数	○	○	○	B	
3	議員報酬・費用弁償等	○	○	○	B	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

番号	項目(事務事業名等)	秋田市	河辺町	雄和町	区分	経過措置
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40						

(注1) 該当する項目(事務事業名等)を実施している市町には 印、実施していない場合は×印を表示。

(注2) 「区分」欄には、調整方針(案)の区分を表示。(A:現行どおり、B:統一、C:廃止)

(注3) 「経過措置」欄には、調整方針(案)で経過措置を講じることとした場合に 印を表示。

(様式2)

行政制度等の調整方針(案)

(7) 議会議員の任期および定数の取扱い

議会専門部会

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
1 議員任期	平成19年5月1日まで	平成16年3月30日まで	平成17年9月29日まで	1市2町で任期が異なる。	合併時に秋田市の制度に統一する。 合併後の増員選挙で河辺・雄和両区域から選出された議員の任期は、平成19年5月1日までとする。
2 議員数	法定議員数 46人 (地方自治法91条第2項) 条例定数 42人	法定議員数 22人 (地方自治法91条第2項) 条例定数 18人	法定議員数 18人 (地方自治法91条第2項) 条例定数 18人	合併に伴い、住民の声を適切に、行政に反映させる必要がある。	合併後に「秋田市議会議員の定数を定める条例」を改正し、秋田市42人、河辺町2人、雄和町2人の選挙区を設け両町において選挙を行う。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
3 議員報酬・費用弁償等	報酬 ・報酬月額 議長 714,000円 副議長 664,000円 議員 634,000円 ・報酬支払日 毎月21日 ・期末手当 報酬月額に1.2を乗じて得た額に支給割合を乗じて得た額 [6月:100分の170] [12月:100分の180] 費用弁償 議会、常任委員会、議会運営委員会に参会したときに、住居と参会場所までの片道の距離により支給 ・4キロメートル未満 1日につき 3,500円 ・4キロメートル以上8キロメートル未満 1日につき 4,000円 ・8キロメートル以上10キロメートル未満 1日につき 4,500円 ・10キロメートル以上 1日につき 5,000円 旅費日当 ・日当 3,000円 ・宿泊料 甲地方(県外) 14,800円 乙地方(県内) 13,300円	報酬 ・報酬月額 議長 290,000円 副議長 257,000円 議員 245,000円 ・報酬支払日 毎月21日(口座振込み) ・期末手当 報酬月額に1.15を乗じて得た額に支給割合を乗じて得た額 [6月:100分の155] [12月:100分の170] 費用弁償 議会、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会に招集に応じて出席したときに支給 ・日当 2,300円 ・車賃 1キロメートルにつき (住居から参会場所まで) 30円 旅費日当 ・日当 2,600円 ・宿泊料 甲地方(県外) 13,100円 乙地方(県内) 11,800円	報酬 ・報酬月額 議長 290,000円 副議長 257,000円 議員 245,000円 ・報酬支払日 毎月21日(口座振込み) ・期末手当 報酬月額に1.2を乗じて得た額に支給割合を乗じて得た額 [6月:100分の155] [12月:100分の170] 費用弁償 議会、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会に招集に応じて出席したときに支給 ・町内 片道 100円 (町内循環バス料金) 旅費日当 ・日当 2,600円(県内は無し) ・宿泊料 甲地方(県外) 13,100円 乙地方(県内) 11,800円	1市2町で報酬額等が異なる。	合併時に秋田市の制度に統一する。